

社会福祉法人「蘇南会」
令和4年度経営方針並びに事業計画

特別養護老人ホーム矢部大矢荘
矢部大矢荘短期入所生活介護事業所
矢部大矢荘通所介護事業所復健館
矢部大矢荘居宅介護支援事業所
グループホームすみれ
ケアハウス光露館
生計困難者に対する支援事業
社会福祉の増進に資する人材育成事業

社会福祉法人 蘇南会 基本理念

『 老後の尊厳ある暮らしを支える 』

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染リスクとも向き合いながら、日々福祉現場での奮闘が続いている現況である。継続的な社会問題として「少子高齢化」「育児と介護」「働き方」など私たちの身近な問題として存在しているなかで、社会福祉法人には、質の高い福祉サービスを安定して継続的に提供することが求められているが、その法人の基本と組織の成長を担うのは、「人材の育成」に係っている。加えて、地域共生社会の実現と法人の経営基盤の強化が提唱され、地域社会の中での社会福祉法人の役割がさらに求められている。社会福祉制度の根幹にかかわる改革のなかで、福祉職員の処遇改善を国が重点政策課題として進めようとしている。今後は、国の制度・政策がめざす方向性や趣旨をしっかりと理解したうえで、そうした制度を活用し、今後の法人運営を考えていく必要がある。

当年度の施設経営にあたっては、コロナ禍での感染症対策を基本に据え、蘇南会の理念である「老後の尊厳ある暮らしを支える」を実践するため、各事業所においてそれぞれの事業計画に基づき、利用者の豊かな生活の確保をすすめ、環境面を含めた個別ケアの充実、生活の安心・安全の確保をさらに推進していくこととする。また、昨年度導入された「科学的介護システム」(LIFE)からのフィードバックが予定され、それに基づく利用者情報の収集・活用がデータ分析され、PDCAサイクルの推進に対応する必要がある。感染症の発生及びまん延に対する取り組み強化が義務化され、その対応が施設サービスには求められている。蘇南会各事業所においては、的確な経営状況の判断を行い、質的なサービスの向上と安定した事業継続を推進し自然災害にも対応できる対応力の強化を図ることとする。

1、特別養護老人ホーム矢部大矢荘運営方針並びに事業計画

全体目標

- ① コロナ感染症予防対策を確実に実行し、安心した施設生活・職場の確保を実施する。
- ② 施設において小グループ化した各ユニット毎にユニットケアを実施し、「利用者の安心・安全な生活」の充実を図ることを目標とし、利用者の心身の状況に合わせた適切な施設サービスを提供する。
- ② 社会情勢もふまえ人材確保ができるような職場づくりを目標とし、職員の労働環境の整備と資格取得支援をすすめる。また職員の研修意識を高められるような働きかけを行うとともに、介護技術の向上、専門性の向上（知識・技術・倫理・社会性）が図れるよう人材育成を推進する。
- ③ 人材確保の一環として、外国人材受け入れ制度拡大を踏まえ、その取り組みに着手する。
- ④ 各種委員会活動を通じて利用者の生活の質及びケア向上を図ることとする。
 - * 利用者の尊厳を守り自立した生活の支援の継続にむけて、施設全体で身体拘束の廃止に向けた取り組みを推進するため、身体拘束対策委員会の設置。
 - * 施設内の介護事故を未然に防止し安全かつ適切なケアを提供するために、事故防止対応委員会の設置。
 - * 感染症及び食中毒の発生・予防を防ぐために感染防止対策体制の取り組みを施設全体で推進するため感染症対策委員会の設置。
 - * 当施設における褥瘡発生の予防効果を向上させるために褥瘡予防対応委員会の設置。
 - * 排泄に介護を要する入所者に他職種が計画に基づいて支援する排泄委員会の設置。
 - * 利用者の口腔衛生及びケアに関する取り組みを実施する口腔ケア委員会の設置。
 - * 利用者、家族及び地域からの要望・意見・苦情等进行处理する苦情対応委員会の設置。
 - * 職員の労働安全衛生について協議し、取り組みを実施する安全衛生委員会の設置。安全衛生委員会には、業務省力化と福祉器具導入を通じた腰痛予防対策を実施する委員会も併設して実施する。
- ⑤ 法人会計、入退所事務、介護報酬請求事務の期限内の実行および各関連事業所との連絡調整を的確に行い、施設経営の円滑化を図る。
- ⑥ 認知症のある利用者の増加に伴い、認知症の正しい理解と知識、ケアの向上にむけた取り組みを施設全体で推進し、認知症ケアの充実を図る。
- ⑦ 山都福祉村の各事業所との協力・連携を図り、相互の発展が望めるよう努力する。
- ⑧ 地域団体、ボランティア、各学校や行政との協力体制を図り、地域社会において地域ケアへの貢献が図れるような取り組みを実施する。
- ⑨ 日常的に防災への意識を高め、年2回の避難訓練等を通じて安全を確保する。
- ⑩ 介護人材の確保と定着のため職員相互で資格取得や子育て支援に協力できる体制を実施する。
メンター制度・ストレスチェックを活用することで、一層の職場定着が図れるように実施する。
- ⑪ 感染症・災害などに対応できるよう、BCP(事業)継続計画の作成に着手し、福祉・介護の機能が停止しないよう基盤強化に努める。

2、矢部大矢荘短期入所生活介護事業および介護予防短期入所事業所運営方針並びに事業計画

目標 利用者の心身の状況、若しくはその家族の疾病やその他の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある利用者に対して、短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護の提供をすることで、利用者本人の生活支援、またその家族への介護軽減を行うことで居宅生活の継続が図れることを主たる目標とする。

運営方針

- ①利用者の要介護状態の軽減・悪化防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身状況を踏まえ、日常生活に必要な援助を適切に行う。
- ②サービス提供が5日以上に及ぶ時は、短期入所生活介護計画に基づきケアを提供し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮する。
- ③サービス提供は、基本的に指定介護老人福祉に準ずる基準で行い、利用者・家族にサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ④利用期間中の健康管理に配慮し、異常がある場合は速やかに適切な対応を実施する。特に感染症には注意を払うこととし、初冬の利用にあたってのインフルエンザ予防接種は必須とする。
- ⑤随時利用者および家族の苦情・相談等の対応に努める。必要時は関係機関・事業所・担当介護支援専門員等との連携を図り、安心して短期入所利用および居宅生活の継続への支援を行う。
- ⑥利用者の所持品の管理を徹底し、的確な短期入所の利用ができるよう各部署連携を図る。
- ⑦利用期間中および送迎サービス中の事故防止に十分注意を図る。

3、矢部大矢荘通所介護事業所「復健館」 運営方針並びに事業計画

*目標 生活に密着したサービスの提供

利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活のお世話および機能回復訓練を行うことにより、その人らしい生活を自分の意志で送る「尊厳ある暮らし」を目指すものであり、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、ならびに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

*運営方針

① 在宅生活の維持に資するサービスの提供。

・地域包括システムの円滑な導入に資するよう、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、その他保険・医療・福祉サービスを提供するものとの連携を図り、利用者が一貫したサービスを利用できるように努める。

② 心身機能維持向上訓練・生活行為向上訓練まで、総合的に行う機能の強化。

・居宅介護支援専門員の計画に基づき、居宅を訪問し、本人・家族・関連機関の各事業所との連携を密にし、個々の能力に合った訓練計画を作成、また地域資源を活用し、きめ細やかなサービスを提供する。

・特にリハビリにおいては、専門の指示を仰ぎ、リハビリ効果・日常生活自立並びに介護軽減に繋がるような活動を提供する。

・総合事業(通所型サービスA)についても、介護予防の強化目標を揚げ、機能維持向上訓練、活動的な生活の維持を提供する。

・事業所内のサービスだけでなく、地域資源を活用し、外出・買い物・遺跡巡り等魅力あるサービスを提供し、利用者ニーズに答えるよう努める。

・家庭の雰囲気に合わせて温かい食事、季節のメニューを提供する。

③ 認知症、中度及び重度者の受け入れ。

・認知症の早期診断と適切な医療、そして介護サービスの提供という流れのもと、認知症(若年性認知症含む)の対応にあたる。

・中度及び重度者の受け入れについては、医師、介護支援専門員との連携を取りながら、利用目的を把握し安全と安心を図る。

④ 職員の資質向上

・専門的な知識や技術である「テクニカルスキル」ばかりでなく、状況認識、リーダーシップ、意思決定、コミュニケーション、チームワークといった「ノンテクニカルスキル」と呼ばれる能力・資質向上のための研修を取り入れる。

*その他

・緊急の事態に対しては、マニュアルに沿って速やかに適切な対応をし、嘱託医の指示を受け、協力病院の受診等の援助をする。

・業務継続計画(BCP)・虐待防止対策マニュアル作成等について取り組む。

・地域行事等に参加し地域交流を深める。

・職員は、業務上知り得た情報は、利用者及び家族に関する秘密を洩らさないよう厳守する。

・防災・震災対策として、火災を絶対起こさないこと、また職員の防災・震災意識の高揚と防災訓練・震災訓

練を定期的実施する。

- ・保育園・小学校・地域各種団体等との交流を行い地域の保健・医療サービス及び福祉サービスとの連携を図り、総合的サービス提供に努める。

- ・苦情処理・虐待防止・事故発生時対応・衛生管理等は、作成したマニュアルに沿って対応する。

- ・新型コロナウイルス感染予防対策として、スタッフ・利用者一人一人が基本的感染予防対策を自覚し取り組み、クラスターを絶対出さない。

- ・今後、新型コロナウイルス感染症発生時・自然災害発生時の業務継続計画(BCP)作成について取り組んで行く。

4、矢部大矢荘居宅介護支援事業所

(1) 事業の目的

本事業所は、介護保険法の理念に基づき、在宅の要介護者・要支援者に対し、ご本人、ご家族との信頼関係を大切にしながら住み慣れた地域での生活、自宅での生活が継続できるように支援することを目的とする。また、特定事業所としての要件を満たし、より質の高いケアマネジメントの推進に努力することを目標にする。

(2) 運営の方針

1. 医療ニーズを有する利用者にあつては、入院時の情報提供、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応等、在宅医療に於いて、医療、介護の連携の要となりえるように情報交換、共有を図っていく。
2. 利用者の心身状況の特性を踏まえ、利用者、家族の意向を尊重しながらも、客観的視点も併せ、利用者の自立支援に向け、日頃より、サービスについての情報収集を行い、公正中立の立場からフォーマル・インフォーマルを含めたサービスを計画する。
3. ケアプランの作成に当っては、利用者の適切なニーズの把握と相当するサービスが提供できるよう課題整理総括表を活用する。また保険者が実施するケアプラン点検事業にも対応していく。
4. 地域包括ケア会議に参加し、地域包括ケアシステムの一輪として行政サービスやインフォーマルサービス等の社会資源の形成にかかわっていく。
5. 専門職としての質の向上を目指し、事業所内研修の年間計画を作成し実施する。また事業所外での研修等の機会を生かし、自己研鑽に励む。
6. 介護支援専門員実務研修「実習」の受け入れ等に当たり、実習受け入れ態勢の強化と実習内容の充実を図り、介護支援専門員の育成に協力する。
7. 定期的な居宅会議を開催し、職員同士及び事業所全体の情報共有と連携を図っていく。
8. 苦情については、真摯に受け止め、職員全体で対応策を検討する。直接的な申し出がない場合も想定されるため、相互に得た情報を躊躇なく職員間で伝言出来る環境をつくっていく。
9. 感染症や災害が発生した場合であっても利用者に対して必要なサービスが安定的、継続的に提供していけるように業務継続計画について随時、検討を行い、体制を整備していく。

令和 4 年度 グループホームすみれ 事業方針並びに事業計画

目標 地域密着型施設として利用者に家庭的な環境を提供し、地域住民との交流を通して地域の困りごとに少しでもお役に立てることができるようなグループホームとなる。

コロナ感染予防により屋内で過ごす時間が多く、下肢筋力低下が原因と思われる入居者の転倒が相次いだ。幸い大きな怪我にはつながっていないが、令和 4 年度は下肢筋力強化を含め、利用者の体力の維持、増進に努めたい。健康維持は入居者の満足度や稼働率の維持にもつながるため、経営の安定化も意識しながら総合的にケアを行っていく。

また、長期に渡る面会や外出の制限も、生活の質の低下を来し、心身へ悪影響を及ぼしていると考えられる。可能な範囲での家族とのつながりが持てるよう、家族に居室の整理を依頼したり、接触を避けたふるさとドライブなどを実施していきたい。

運営方針

- ①個々の入居者のニーズをくみ取りケアプランに反映させ、各入居者の求める自分らしい生活を実現する。また、入居者の持っている力を大切にし、可能性を最大限生かせる支援を行う。
- ②入居者がいつまでも住み慣れたホームでなじみの生活が継続できるよう、健康管理や日々の些細な変化に留意し、必要時には主治医、家族と密に連携を取る。
- ③健康的で美味しい食事を提供する。また、入居者の経験を生かした昔なじみの料理や季節の献立を共に作り、役割づくりや自尊心の向上につなげる。
- ④サービスの質の確保のため、外部評価を受ける。客観的な評価により課題を明確にし、ケア向上を促す教育に役立て、自己満足することなく入居者・家族の安心と満足につなげていく。
- ⑤「グループホームすみれ家族会」の運営を支援し、入居者、家族の要望把握に努め、必要な改善を行う。また、家族との信頼関係を築けるよう報告や連絡を密に行う。
- ⑥地域密着型サービスとして、町行政や地域包括支援センターとの協力・連携を図る。
コロナ感染症の収束後には地域推進会議や地域行事に共に参加し、地域住民とのつながりを大切にし、地域からも必要とされる事業所作りを目指す。
- ⑦近年多発している自然災害や防火安全災害対策を行い、定期的に防災計画の元、防災訓練を行う。入居者の安全を第一にし、備蓄品の管理も随時行う。
- ⑧日頃から、ヒヤリハット等の事例を通し、事故の未然防止策を取る。リスクの根本原因を究明し、リスク除去を行い、入居者が安全に事故なく過ごせる環境を作る。随時、取り組みの評価と見直しを行い、緊張感を持って業務に当たる。
- ⑨感染症の予防対策に重点を置く。コロナ感染症の収束がみられるまでは万全の態勢で入居者、職員の健康維持に努める。また、不測の事態に対応できるよう BCP 計画を作成する。
- ⑩スタッフ一人一人が、自覚と自信を持って業務に当たれるようコミュニケーションを密にし、些細な気付きや意見が言いやすい環境を目指す。
- ⑪コロナ禍においてもメリハリのある生活を目指し、レクリエーションや環境に変化をもたせ、新鮮な気持ちで毎日を送れるように工夫する。

令和4年度「ケアハウス光露館」の目標・運営方針

目 標:

今なお、多くの人々を苦しめている“新型コロナウイルス感染症”は新たな変異株の出現により、収束どころか、先の見えない不安を人々に与え続けている状況にある。

そんな中、26年目を迎える光露館として取り組むべき内容は…

- ① 最新のコロナ警戒情報を入手し、的確に入居者へ伝達する
- ② 自ら取り組める感染予防対策の徹底
- ③ 入居者及び職員が抱える精神的ストレスへの軽減対策実施

などが挙げられる。

入居者を含め職員も3本目のワクチン接種が完了してはいるものの、日々気を抜けない状況に精神状態もピークに差ししかかっているように思える。

また高齢化が進み、外出制限で下肢筋力低下等も懸念される中、入居者の命を守り、安全で安心した生活が送れる日々一刻も早く戻ることができるよう、入居者の活力に変えるべく生きがいを職員一丸となり提供していきたいと考える。

運営方針:

- (1) 入居者の人権を尊重し、自由でプライバシーが確保される安心した生活を援助していく。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策として、熊本県から発令されるコロナ警戒情報に基づき対応していく。
外部からの面会を厳重にすると同時に、入居者においても不要不急の外出は避け、ウイルスの感染および蔓延を防止する。
- (3) 勉強会を通して、入居者一人一人に新型コロナウイルスの事を十分に理解して頂き、毎日の検温、手洗い・うがいの徹底を図り、健康管理に努める。
- (4) 管理栄養士による栄養管理を行い、委託業者(日清医療食品)により、入居者個々の健康状態に合わせた食事を提供する。また、嗜好調査・食事検討会等でニーズを把握し、季節感のあるバラエティーに富んだメニュー、適温での食事を提供する。食事の雰囲気等にも配慮し特に毎月『楽しいランチ・感謝の日』を行ない、食事の楽しさを味わってもらう。
- (5) 新型コロナウイルス感染対策により自粛生活が続いている為、クラブ活動やレクリエーション、ニーズに即した行事を計画し、ストレス解消に努める。
- (6) 入居者の健康管理に配慮し、年一回の健康診断の実施や各医療機関受診等を援助する。また、介護予防に関する施策も取り入れていきながら、入居者の健康増進を図り、その予防や維持に努める。認知症の予防にも努め、その早期発見、受診等を支援する。
- (7) 介護保険対象の要支援・要介護の入居者に対しては、自立生活が維持できるように、介護保険制度を利用して、個々人にあった生活ができるよう支援する。

- (8) 常に居室は、自主的に整理整頓をしてもらい、快適な生活を送ってもらえるよう援助する。
- (9) 入居者の人格・人権を尊重し、ありのままを受け入れるよう努力し、入居者の相談に適切に対応しながら、精神的ケアに努める。
- (10) 入居者からの日々の意見の受付、また定期的な入居者懇談会の開催等から、日常生活上でのニーズを把握し対応していく。また、苦情がある場合は、迅速且つ適切に解決するようにする。
- (11) 職員は、毎月、職員会議や職員研修を行なうと共に各種研修会等に参加し、専門職としての自己研鑽に努める。入居者や家族に対しては、専門的な立場から自覚を持ち、思いやりを持って接する。
- (12) 常にリスクマネジメントに配慮し、早期の対応や予防的対応を重視する。また年二回以上防災避難訓練(夜間想定・昼間想定)を行う。
- (13) 職員は業務上知り得た入居者及び家族の個人情報に関する守秘義務を遵守する。
- (14) 職員は、経費節減の観点から、省エネ・節水等に努める。

•

7、生計困難者に対する支援事業

目 標 地域社会において様々な重複・複合化した生活課題を抱える要支援者に対して、地域貢献活動として相談・援助活動や必要に応じた経済的援助を実施することにより、緊急的な生活危機の回避・心理的不安の軽減・利用可能な制度への繋ぎになることを目標とする。

運営方針

①コミュニティソーシャルワーカーの配置と生活相談活動

コミュニティソーシャルワーカー（特養職員兼務）を配置し、生計困難者レスキュー事業として地域で生活課題を抱える方の相談に迅速に対応することで課題の解決に努める。

②経済的援助

援助を必要とする方の相談のなかで、経済的援助の必要性を確認したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、コミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を円滑に決定する。

③コミュニティソーシャルワーカーは、施設長の決裁後生活困難者に同行してスーパーや電気・ガス会社、不動産業者、サービス提供事業者等に支払いを実施し、実施後に熊本県社会福祉協議会のレスキュー基金で精算する。

④1 ケースあたりの現物給付による最長支援期間は概ね1ヶ月とし、生活支援限度額は概ね10万円以内とする。

⑤生計困難者は、支援後も繰り返し生計困難状態に陥ることが多いため、終結後の継続的なフォローやサポートを実施する。

8、社会福祉の増進に資する人材育成事業

目 標 外国人介護人材の受け入れを技能移転という趣旨で実行し、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に受け入れ、我が国の介護職の社会的評価の向上や介護サービスの質の向上に繋げる。また、地域社会においても、今日的な社会問題である介護・看護人材の確保のため、法人として人材育成事業を実施する。

運営方針

① 在留資格特定技能外国人及び外国人技能実習生の受け入れを実施する。

② 法人奨学金制度による資格取得の実施（介護福祉士実務者研修・看護師資格）